

請求人
(略)

広島市監査委員	南 部 盛 一
同	野曾原 悦 子
同	太 田 憲 二
同	今 田 良 治

広島市職員に関する措置請求に係る監査結果について（通知）

平成22年7月29日付け広監第110号で受け付けた広島市職員に関する措置請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により監査を行ったので、その結果を同項の規定により次のとおり通知する。

第 1 請求の要旨

請求の要旨は、平成22年7月29日付け広島市職員措置請求書、同年8月13日付け補正書及び同年9月16日の請求人の陳述に基づき、整理を行った。

1 「オバマジョリティー・キャンペーン」事業の違法不当性及び違法不当な経費の支出

- (1) 広島市は、昨年、核兵器廃絶発言をしたオバマ米国大統領を称揚し、支持・支援するための「オバマジョリティー・キャンペーン」を、広島市長の指示の下、さまざまなPR媒体や公共施設、イベント機会を活用し、全庁挙げて実施している。

この「オバマジョリティー・キャンペーン」は、オバマ大統領の政策の一つである「核兵器廃絶」の支持・支援にあるのであろうが、客観的にみればオバマ大統領の政策全体を支持・支援し、称揚する政治的キャンペーン、ひいては米国政府を支持・支援し、称揚する政治的キャンペーンであると受け止められても致し方ないものである。

同大統領は、2009年12月のノーベル平和賞受賞記念演説でアフガニスタンやイラクでの「正義の戦争」論を展開し、2010年4月には、「核兵器による先制攻撃」論を展開している。核兵器使用や自国の論理による戦争論を公言している。また、「核の傘」論は従来からたびたび発言しており、結局、核兵器保有と核兵器使用を、しっかり国際政治の中で表明しているわけで、「核兵器廃絶」が飛躍的に進む事態を想定できないし、このような姿勢を取るオバマ大統領には、多くの疑問や懸念があり、その政治姿勢や政策を広島市のように推奨し手放しで支持できるものでない。

広島市は、オバマ大統領の行動を「核兵器のない世界を創るために逃してはならない絶好の機会」と捉え、「これほどの機会が訪れることは稀有なこと」として、「オバマジョリティー・キャンペーン」を推進することに何の問題もないとしている。だ

が、核兵器を保有する国と保有しない国との差別を固定化したままで、「核兵器廃絶」や「核による戦争抑止論」を展開する同大統領の政治姿勢や施策に対しては、厳しい批判的な見方もある。にもかかわらず、「オバマジョリティー・キャンペーン」を推進し、同大統領の政治姿勢や施策を全面的に支持・支援し、称揚することは、ひいては米国政府の政治姿勢や施策を支持・支援・称揚することを意味する。そのようなことは、地方公共団体である広島市のとるべき態度でない。

他でもない米国の原爆投下により壊滅的な被害を被った被爆都市広島市は、米国に対して国際法違反の大量虐殺・原爆投下の責任を追及する立場にある。それにもかかわらず、米国の責任を不問にし、または、免責して、米国大統領を全面的に支持し、称揚するがごとき行為は、被爆者をはじめ多くの広島市民のとても許せることではない。

以上により、「オバマジョリティー・キャンペーン」は極めて穏当を欠き、不適切かつ著しく不当な行為であり、関係の経費の支出は、不当な公金支出に当たると考える。

- (2) 「オバマジョリティー・キャンペーン」と類似の行為として、日本の内閣総理大臣名を出してその政治目標や具体的な政策・施策を支持・支援し、称揚する「菅首相支持キャンペーン」を地方自治体及びその職員が行うことが許されるであろうか。もしこれを職員が行ったとすれば（職務の内外を問わない）、地方公務員法第36条第2項違反であることは明らかである。すなわち、同項は柱書きに「職員は、特定の政党その他の政治団体又は特定の内閣若しくは地方公共団体の執行機関を支持し、又はこれに反対する目的をもって、次に掲げる政治的行為をしてはならない」と、そして第4号に「文書又は図画を地方公共団体又は特定の地方独立行政法人の庁舎…施設等に掲示し、又は掲示させ」ることを定めており、職員によるこの種のキャンペーンが同項に抵触することは疑う余地がない。

「オバマジョリティー・キャンペーン」は外国の元首を支持・支援、称揚するものであり、わが国の特定の政党又は特定の内閣などを支持するものではないから、地方公務員法に違反しないと弁解する余地があるように見えなくもないが、特定の外国あるいはその元首の支持・支援、称揚を広島市がその職員に行わせることは、地方公務員法に違反する疑いが濃厚である。なぜならば、地方公務員法第36条の趣旨目的は、同条第5項が示すように、「職員の政治的中立性を保障することにより、地方公共団体の行政…の公正な運営を確保するとともに職員の利益を保護することを目的とする」ところにあるところ、「オバマジョリティー・キャンペーン」は、特定の外国元首を支持・支援、称揚する政治的行為を職員に強い、その政治的中立性を阻害しているからである。

- (3) 以上のように、「オバマジョリティー・キャンペーン」で実施されている各種事業は違法不当なものであり、そのための経費の支出は、違法かつ不当である。

「オバマジョリティー・キャンペーン」の事業費については、平成21年12月18日起案のPRポスター等の制作発注にはじまり、平成22年3月19日に確定するオバマジョリティーPR用横断幕等作成業務にいたる、業務発注、製品受取、配布、掲示事務等、約3ヶ月間の一連の関連業務など、入札に掛る委託費関係だけで、2,739,750円であるが、「オバマジョリティー・キャンペーン」に係わる各局等担当の人件費や事務費、

会議費等が加えられる必要があり、これら事務の始まりは平成21年第1回N P T 2010戦略推進本部会議の設置に始まり、会合がこの1年間に何度か開催されているはずであるし、その従事人件費や事務費も、不当な市費充当である。

よって、監査委員においては、広島市長に対し、「オバマジョリティー・キャンペーン」を中止させ、関係の経費の支出を差し止めるとともに、既に支出した経費は不当な公金支出であるから、市長や副市長と幹部職員、そして、関係課職員に広島市の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求する。

2 「オバマジョリティー・キャンペーン」のロゴマークの使用

広島市は、「オバマジョリティー・キャンペーン」のロゴマークを A 氏から無償提供を受け、このキャンペーン事業に活用することになっている。

この公式ロゴマークについては、「市が提供する資料」、「本市が提供するデータ」または「本市から提供する公式ロゴマーク等」に基づき、業務発注され、経費の支出がされている。このようにロゴマークを顕示的に使用する事業が期待されるからこそ、ロゴマークを無償で提供する意味と価値を制作者は想起し、寄附したのであって、それを知らず市が受け入れ、公式ロゴマークにするのであれば、それを起案する（平成21年12月11日）前に、「負担付き寄附」として、地方自治法第96条の市議会の議決を要する事案である。ところが、この件は議会で議決されておらず、違法行為と思料される。

「オバマジョリティー公式ロゴマーク」の決定は、国際平和推進部長が平成21年12月11日で行っているが、これは、市長を本部長とするN P T 2010戦略推進本部会議の一連の業務であり、市長以下その関係職員が行為者である。

よって、監査委員にあつては、以上の違法行為を是正するために必要な措置を講ずべきことを請求する。

なお、本件における「負担付き寄附」の「負担」とは、直接的にはロゴマークとして使用する義務のことであると考え（請求人の B 氏の陳述による。）。

第2 請求の受理

本件措置請求は、地方自治法第242条所定の要件を備えているものと認め、平成22年8月19日に、同年7月29日付けでこれを受理することとしたものである。

なお、補正に要した期間（平成22年8月5日から同月13日まで）の9日間は、同条第5項に定める60日の期間計算から除いている。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

本件監査では、請求の要旨に基づき、「オバマジョリティー・キャンペーン」で実施されている各種事業等に係る経費の支出が違法又は不当な公金の支出に当たるか、また、「オバマジョリティー・キャンペーン」のロゴマークの制作者から、広島市議会の議決を得ないまま当該ロゴマークの無償提供を受けた行為が違法であるかを監査対象とした。

2 請求人の陳述

地方自治法第242条第6項の規定により、平成22年9月16日に請求人ら12人のうち、

C 氏、 D 氏、 E 氏、 F 氏及び B 氏の陳述の聴取を行った。

3 広島市長の意見書等の提出及び関係職員の陳述

広島市長に対し、意見書及び関係書類等の提出を求めたところ、平成22年9月15日付け広国平第127号の意見書並びに関係書類としてN P T 2010戦略推進本部設置要綱の制定に係る決裁文書、N P T 2010戦略推進本部会議に係る資料（第1回から第3回まで）及び「オバマジョリティー・キャンペーン」に関連するP R ポスター等の制作業務等（9件、2,739,750円）に係る経費支出の書類が提出された。

また、地方自治法第242条第7項の規定により、平成22年9月16日に広島市市民局国際平和推進部平和推進課 G 2020ビジョン推進担当課長の陳述の聴取を行った。

4 関係人への調査

地方自治法第199条第8項の規定により、「オバマジョリティー・キャンペーン」のロゴマークを作成し無償で提供した A 氏に対して、本件ロゴマークの利用関係について文書による調査を行い、平成22年9月24日付けで陳述書を徴取した。

第4 監査の内容

1 広島市長の意見書

(1) 意見の趣旨

本件措置請求は、理由がない。

(2) 意見の理由

本市では、全世界の4,000を超える都市が加盟する平和市長会議とともに「2020ビジョン」を掲げ、2020年までの核兵器廃絶を目指して国内外で様々な取組を展開している。オバマジョリティー・キャンペーン（以下(2)意見の理由の中において「本件キャンペーン」という。）は、その一環として実施しているものである。

請求人らは、本件措置請求の理由として、本件キャンペーンの不当性、地方公務員法第36条第2項への抵触及び本件キャンペーンロゴマークの無償提供に係る手続の違法性について指摘しているため、以下、これらの点について述べる。

ア 本件キャンペーンの不当性について

(ア) 核兵器の廃絶は、世界の大多数の人々や国々の願いである。核兵器の廃絶を実現するためには、これが世界の多数派の声であることを踏まえて、世界の核保有国の指導者がこれに取り組む政治的意志を固めることが必要である。特に世界の核政策をリードする核超大国であるアメリカ合衆国の大統領の協力は不可欠である。そうした中、オバマ大統領は、平成21年（2009年）4月のプラハでの演説で、同国の大統領として初めて「核兵器のない世界を目指す」こと、また、「核兵器国として、そして核兵器を使ったことがある唯一の核兵器国として、行動する道義的責任がある」と明言した。それは取りも

直さず、オバマ大統領が核なき世界を望む「多数派」の一員であることの表明でもある。これは、核兵器のない世界を創るために逃してはならない絶好の機会であり、これほどの機会が訪れることは稀有なことである。

(イ) この好機を生かすためには、世界の多数派が、核兵器廃絶の実現のためさらに大きな力を結集する必要がある、本市は、そのための「掛け声」あるいは「合言葉」として「オバマジョリティー」を採用した。この言葉によって、本市は、主に次の三点にまとめられる決意を表明し、「オバマジョリティー・キャンペーン」を推進することでその決意の具体化に取り組んでいる。

① (イ)で説明した内容を一言で伝える。

② オバマ大統領が、今後も続けて核兵器廃絶に向けたリーダーシップを発揮できる環境を作る。

③ そして何よりも、世界の多数派が核兵器のない世界創造のために協力して行動する。

(ウ) 本件キャンペーンの趣旨は、以上述べたとおりであり、オバマ大統領の政治姿勢や施策を全面的に支持・支援し、称揚しているものではない。

したがって、本市ないし本市の職員が本件キャンペーンを行うことは不当な行為ではなく、本件キャンペーンに係る経費は本市の事務を処理するために必要な経費であり、不当な公金支出に当たるものではない。

イ 地方公務員法第36条第2項への抵触について

地方公務員法第36条第2項に規定される「特定の政党その他の政治的団体又は特定の内閣若しくは地方公共団体の執行機関を支持する政治的行為」とは、国内の政党等を支持する政治的行為を指すものであり、外国の元首の施策等を支持する行為は同項の政治的行為には該当しない。

また、本件キャンペーンの趣旨はアで述べたとおりであり、オバマ大統領の政治姿勢や施策を全面的に支持・支援・称揚しているものではなく、政治的中立性を阻害するものではない。

したがって、本市の職員が本件キャンペーンを行うことは、地方公務員法第36条第2項に反するものではない。

ウ 本件キャンペーンのロゴマークの無償提供に係る手続の違法性について

本件キャンペーンのロゴマークは、広島市出身の映画美術監督の A 氏が、本件キャンペーンの趣旨に賛同して制作し、本市に無償で提供したいと申出をされたもので、この申出を受けて本市で検討した結果、ロゴマークの制作意図が本市の施策に合致するのみならず、デザイン性も高いことから、このロゴマークを本件キャンペーンの公式ロゴマークとして決定したものである。そして本市は、このロゴマークの著作権者である同氏から、無償での利用の許諾を得て、それを利用している。

地方自治法第96条第9項の「負担付きの寄附又は贈与」とは、寄附又は贈与を受ける際に、反対給付的な意味において、普通地方公共団体の負担を伴う一定の条件が付され、その条件を履行しない場合は当該寄附又は贈与が解除されるようなものをいうのであるが、そもそも本件キャンペーンのロゴマークの無

償提供は、本市が著作物の無償での利用の許諾を得たものであり、本市が何ら寄附又は贈与を受けたものではない。

したがって、本件キャンペーンのロゴマークの無償提供は、同条に定める「負担付きの寄附又は贈与」には該当しない。

2 事実関係の確認

調査の結果、以下のような事実関係を確認した。

(1) 「オバマジョリティー・キャンペーン」について

ア 「オバマジョリティー」の提唱等

「オバマジョリティー」の提唱等については、平成21年6月10日に行われた広島市長の記者会見に伴い配布された同日付報道資料「核兵器廃絶の実現に向けた『オバマジョリティー・キャンペーン』の実施について」に以下のように記述されている。

平和市長会議では、2003年（平成15年）秋に、2020年までの核兵器廃絶を目指す「2020ビジョン（核兵器廃絶のための緊急行動）」を策定し、世界の都市、市民、NGO等との連携を図りながら、核兵器廃絶に向けた取組を世界的に展開している。

こうした中、本年（平成21年）5月、市長がニューヨークでのNPT再検討会議第3回準備委員会に出席し、本年（平成21年）4月のオバマ米国大統領によるプラハ（チェコ）での演説を評価し、オバマ大統領と志を同じくし、共に核兵器のない世界を目指す私たち、世界の多数派の市民を「オバマジョリティー（Obamajority）」と呼ぶことを提唱した。

来年（平成22年）5月の2010年NPT再検討会議に向け、世界で核兵器廃絶に向けた様々な取組が行われている中、広島市及び平和市長会議では、核兵器廃絶を求める世界の大多数の市民の旗印となるこの言葉「オバマジョリティー」を広く周知するため、広報・啓発活動の強化を図るキャンペーンを実施するとともに、「オバマジョリティー」という合言葉を通じ、2020年の核兵器廃絶の実現に向けた大きな国際世論のうねりの創出に努める。

イ 「第5次広島市基本計画」との関係

広島市基本計画は、広島市基本構想を達成するための施策の大綱を総合的・体系的に定めるものであり、現行の「第5次広島市基本計画」（計画期間：平成21年度から平成32年度まで）は、平成21年10月16日、広島市議会の議決を経て策定されたものである。

関係職員からの聴き取りにより確認したところ、「オバマジョリティー・キャンペーン」は、当該基本計画の分野別計画中、

「第1章 核兵器廃絶と世界恒久平和の実現

第1節 2020年までの核兵器廃絶を目指した取組の推進と被爆体験の継承・伝承

【施策の展開】

1 2020年までの核兵器廃絶を目指した取組の推進」

の一環として実施されているものである。

ウ N P T 2010戦略推進本部の設置

「N P T 2010戦略推進本部設置要綱の制定について」の決裁文書（平成21年6月25日決裁）及び平成21年7月1日から施行されたN P T 2010戦略推進本部設置要綱（以下「戦略推進本部設置要綱」という。）により確認したところ、平成22年5月にニューヨーク市で開催されるN P T再検討会議での「ヒロシマ・ナガサキ議定書」の採択を目指した全庁的取組を推進するため、広島市長を本部長とするN P T 2010戦略推進本部（以下「戦略推進本部」という。）が設置されている。

その概要等は次のとおりである。

(ア) 所掌事務

- ① オバマジョリティー・キャンペーンの実施
- ② 「ヒロシマ・ナガサキ議定書」の採択を目指した具体的取組のアイデア出しとその実施

(イ) 組織

戦略推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成されており、平成22年9月現在、以下の者26名で構成されている。

職 位	本部長、副本部長及び本部員に充てる職
本部長	市長
副本部長	副市長、財団法人広島平和文化センター理事長
本部員	企画総務局長、企画総務局 I C T ・クロスセクション調整担当局長、財政局長、市民局長（平和施策クロスセクションの長）、健康福祉局長、こども未来局長、環境局長、環境局エネルギー・温暖化対策担当局長、経済局長、都市活性化局長、都市整備局長、都市整備局指導担当局長、道路交通局長、下水道局長、中区長、公立大学法人広島市立大学事務局長、消防局長、水道事業管理者、病院事業局事務局長、教育長、財団法人広島平和文化センター常務理事

(ウ) 事務局

戦略推進本部は、平和施策クロスセクションに事務局を置き、事務局の長は平和施策クロスセクションの次長をもって充てている。

(エ) 会議の開催状況

N P T 2010戦略推進本部会議（以下「戦略推進本部会議」という。）に係る資料（第1回から第3回まで）及び関係職員からの聴き取りにより確認したところ、戦略推進本部設置要綱に基づき、戦略推進本部会議を平成22年9月現在、計3回開催している。

① 第1回

日 時	平成21年7月1日（水）16時30分から16時45分まで
出席者	本部長、副本部長及び本部員24名、事務局職員7名
議 事	戦略推進本部の設置について 戦略推進本部の取組内容（案）について

② 第2回

日 時	平成21年11月6日（金）15時00分から15時30分まで
出席者	本部長、副本部長及び本部員23名、事務局職員7名
議 事	N P T 2010戦略重点アクションプログラム（案）について

③ 第3回

日 時	平成22年7月22日（木）15時00分から15時15分まで
出席者	本部長、副本部長及び本部員26名、事務局職員8名
議 事	N P T 2010戦略重点アクションプログラムの実施報告について

エ 「オバマジョリティー・キャンペーン」の推進

第2回戦略推進本部会議の次第や配布資料によると、2020年までに核兵器廃絶を実現するため、平成22年5月に開催されるN P T再検討会議において、「ヒロシマ・ナガサキ議定書」が採択されることを目指し、平成22年5月のN P T再検討会議開催時までを実施期間とする「N P T 2010戦略重点アクションプログラム」を決定しているが、その中に、オバマジョリティー・キャンペーンの推進として、以下の取組項目が定められている。

- (ア) オバマジョリティー・ウェブサイトの開設・運営
- (イ) 記者会見の際の背景パネルの作成、活用
- (ウ) チラシ（日・英）、ポスター（日・英）及び説明用パネル（日・英）の作成、活用
- (エ) キャンペーン用グッズの作成・活用
- (オ) I E T F 広島会議等各種会議、グリーンフェアなどの各種イベントにおけるオバマジョリティー・キャンペーンのP R
- (カ) 広告塔、公共施設へのポスター掲出等によるP R
- (キ) 大型商業施設、金融機関、公共交通機関へのP Rポスター等の掲示によるP R
- (ク) 市民団体等との協働

(2) 「オバマジョリティー・キャンペーン」に係る経費の支出について

ア 「オバマジョリティー・キャンペーン」で実施されている各種事業の経費の支出
請求人らの主張する「オバマジョリティー・キャンペーン」で実施されている各種事業の経費の支出で特定されたものは9件、計2,739,750円であり、経費支出の書類により確認したところ、詳細は以下のとおりであった。

なお、各種事業に係る人件費や事務費等は、当該業務を実施する部局においては他の業務も実施しているため、「オバマジョリティー・キャンペーン」で実施されている事業の経費のみを個別具体的に算定することはできなかった。

(ア) オバマジョリティーPRポスター制作業務

項目	確認した内容
起案日	平成21年12月18日
決裁日	平成21年12月18日
決裁者	市民局国際平和推進部平和推進課長
制作内容	B1判ポスター（日本語版300枚、英語版100枚） B2判ポスター（日本語版3,000枚、英語版1,000枚）
支払金額	997,500円
検査日	平成22年1月29日
支払日	平成22年3月11日

(イ) オバマジョリティー・キャンペーン説明用パネル作成業務

項目	確認した内容
起案日	平成21年12月21日
決裁日	平成21年12月21日
決裁者	市民局国際平和推進部平和推進課長
作成内容	B1サイズ（日本語原稿2枚、英語原稿2枚）イベント等掲出用 B2サイズ（日本語原稿8枚、英語原稿8枚）区役所掲出用
支払金額	136,500円
検査日	平成21年12月28日
支払日	平成22年2月5日

(ウ) オバマジョリティーPRチラシ制作業務

項目	確認した内容
起案日	平成22年2月18日
決裁日	平成22年2月18日
決裁者	市民局国際平和推進部平和推進課長
制作内容	A4判（日本語版50,000枚、英語版10,000枚）
支払金額	425,250円
検査日	平成22年3月11日
支払日	平成22年4月9日

(エ) オバマジョリティーPR用シール作成業務

項目	確認した内容
起案日	平成22年2月26日
決裁日	平成22年2月26日
決裁者	市民局国際平和推進部平和推進課長
作成内容	縦10mm×横100mm（16,000枚）
支払金額	100,800円
検査日	平成22年3月12日
支払日	平成22年4月8日

(オ) オバマジョリティー・キャンペーンPR用パネル作成業務

項目	確認した内容
起案日	平成22年3月1日
決裁日	平成22年3月1日
決裁者	市民局国際平和推進部平和推進課長
作成内容	B2サイズ（ポスターに基づくもの8枚、データに基づくもの9枚）
支払金額	86,100円
検査日	平成22年3月15日
支払日	平成22年4月13日

(カ) 広告塔「オバマジョリティー」市役所前PR幕の作成等業務

項目	確認した内容
起案日	平成22年3月1日
決裁日	平成22年3月1日
決裁者	市民局国際平和推進部平和推進課長
作成内容	縦554cm×横130cm
支払金額	68,250円
検査日	平成22年3月11日
支払日	平成22年4月9日

(キ) オバマジョリティーPR用Tシャツ作成業務

項目	確認した内容
起案日	平成22年3月1日
決裁日	平成22年3月1日
決裁者	市民局国際平和推進部平和推進課長
作成内容	Lサイズ350枚、Mサイズ120枚
支払金額	542,850円
検査日	平成22年3月19日
支払日	平成22年5月19日

(ク) オバマジョリティーPR用横断幕等作成業務

項目	確認した内容
起案日	平成22年3月1日
決裁日	平成22年3月1日
決裁者	市民局国際平和推進部平和推進課長
作成内容	PR用横断幕 縦1,200mm×横6,000mm（1枚） PR用パネル 縦1,212mm×横4,545mm（2枚）
支払金額	346,500円
検査日	平成22年3月19日
支払日	平成22年5月11日

(ケ) オバマジョリティー音頭踊り練習会の実施及びこれに伴う講師謝礼金の支出

項目	確認した内容
起案日	平成22年3月1日
決裁日	平成22年3月1日
決裁者	市民局国際平和推進部平和推進課NPT2010戦略担当課長（平成22年7月1日付けで2020ビジョン推進担当課長に名称変更）
実施内容	平成22年3月20日（土）13時から15時まで 講師3名
支払金額	36,000円
履行確認日	平成22年3月20日
支払日	平成22年4月21日

イ 戦略推進本部会議に係る経費の支出

戦略推進本部会議に係る資料（第1回から第3回まで）及び関係職員からの聴き取りにより確認したところ、戦略推進本部会議に係る経費の支出は、会議出席や会議資料の作成に係る職員の人件費や事務費などがこれに該当すると考えられるが、戦略推進本部の所掌事務には、「オバマジョリティー・キャンペーン」の実施に係る事務のほか「ヒロシマ・ナガサキ議定書」に係る事務も含まれているため、戦略推進本部会議に要した経費のうち、「オバマジョリティー・キャンペーン」に係る経費のみを個別具体的に算定することはできなかった。

(3) 「オバマジョリティー・キャンペーン」のロゴマークの使用について

「オバマジョリティー公式ロゴマークの決定について」の決裁文書（平成21年12月11日決裁）により確認したところ、A氏より、オバマジョリティーの趣旨に賛同し制作したロゴマークを無償で提供したいとの申出があり、制作意図が広島市の施策に合致すること及びロゴマークのデザイン性が高いことから、これを公式ロゴマークとすることを決定している。

ロゴマークを作成し無償で提供したA氏から提出された陳述書及び広島市関係職員からの聴き取りにより確認したところ、当該ロゴマークの無償での提供とは、A氏がロゴマークの無償の利用を許諾したものであり、利用にあたって条件は付されていない。

また、通常、広島市において、財産の寄附を受ける場合においては、財産の無償による取得の決定は部長決裁を受けなければならないが、財産を取得した後は、公有財産台帳を作成することとなるが、こうした寄附に係る事務手続は行われていない。

第5 監査の結果

確認した事実関係をもとに、請求人らの主張、広島市長及び広島市の関係職員の主張、関係人への調査の内容について審査した結果、本件措置請求について次のとおり判断する。

1 「オバマジョリティー・キャンペーン」事業の違法不当性及び違法不当な経費の支出

(1) 「オバマジョリティー・キャンペーン」及びこれに係る事業等について

ア 「オバマジョリティー・キャンペーン」については、上記第4の2(1)のとおりであり、広島市が、「オバマジョリティー」という言葉について広く周知を図るため、広報・啓発活動の強化を図るキャンペーンを実施するとともに、この合言葉を通じ、2020年の核兵器廃絶の実現に向けた大きな国際世論のうねりの創出に努めることにしたものであり、また、「第5次広島市基本計画」に掲げる「核兵器廃絶と世界恒久平和の実現」のための施策の一環として実施していることが認められる。

このことから、「オバマジョリティー・キャンペーン」が、請求人らの主張するような「オバマ大統領の政策全体を支持・支援し、称揚する政治的キャンペーン」であり、「オバマ大統領の政治姿勢や施策を全面的に支持・支援し、称揚する」もので、「極めて穏当を欠き、不適切かつ著しく不当な行為である」と認めることはできない。

したがって「オバマジョリティー・キャンペーン」に係る各種事業が違法不当とはいえない。

イ また、請求人らは、「オバマジョリティー・キャンペーン」と類似する行為を日本の内閣総理大臣を対象として行ったとすれば地方公務員法（昭和25年法律第261号）第36条第2項に違反することは明らかな行為である旨、また、「オバマジョリティー・キャンペーン」は特定の外国元首を支持・支援、称揚する政治的行為を職員に強い、その政治的中立性を阻害していることから、同条第5項が示す同法の趣旨目的に違反する疑いが濃厚である旨主張しているため、この点について判断する。

地方公務員法第36条の趣旨目的は、同条第5項に示されているように公務員の政治的中立性を保障することにより、地方公共団体の行政の公正な運営を確保するとともに職員の利益を保護することである。

地方公務員法第36条第2項の規定は公務員の特定の政治目的を有する一定の政治的行為を禁止するものであり、この特定の政治目的とは、「特定の政党その他の政治的団体又は特定の内閣若しくは地方公共団体の執行機関を支持し、又はこれに反対する目的」あるいは「公の選挙又は投票において特定の人又は事件を支持し、又はこれに反対する目的」と規定されている。

「オバマジョリティー・キャンペーン」については、上記アに述べたとおり、オバマ大統領の政策全体を支持・支援し、称揚する政治的キャンペーンではなく、オバマ大統領の政治姿勢や施策を全面的に支持・支援し、称揚するものでもないから、地方公務員法第36条第2項に規定する特定の政治目的を有しているとまではいえない。

このことから、「オバマジョリティー・キャンペーン」は同項に違反するものではなく、また、同条が保障しようとしている政治的中立性を侵すものでもない。

したがって、広島市が「オバマジョリティー・キャンペーン」を職員に実施させることは、地方公務員法第36条の規定に照らし、違法不当とはいえない。

(2) 「オバマジョリティー・キャンペーン」に係る経費の支出について

請求人らは、「オバマジョリティー・キャンペーン」は極めて穏当を欠き、不適切かつ著しく不当な行為であること、「オバマジョリティー・キャンペーン」で実施されている各種事業は違法不当なものであることから、関係する経費の支出は違

法不当である旨を主張しているが、上記(1)からその主張を認めることはできない。

なお、請求人らは個々の事業における財務会計上の行為の不備については触れていないが、念のため、この点についても以下のとおり付言しておく。

請求人らから具体的に示された9件、計2,739,750円の支出（上記第4の2(2)アのとおり）について調査を行った結果、業務の内容はいずれも第2回戦略推進本部会議において決定された「NPT2010戦略重点アクションプログラム」のオバマジョリティー・キャンペーンの推進に係る取組項目の範囲内にあり、その内容、金額、決裁手続等には違法又は不当な点は認められなかった。

2 「オバマジョリティー・キャンペーン」のロゴマークの使用

「オバマジョリティー・キャンペーン」のロゴマークについては、上記第4の2(3)のとおりであり、本件無償提供行為はなんら条件の付されていない無償の利用の許諾にあたると判断される。

したがって、本件無償提供行為は地方自治法第242条第1項の監査請求の対象となる財務会計行為に該当しないことから、本件については、監査請求の要件を欠いている。

なお、請求人らは、本件無償提供行為は広島市議会の議決が必要な「負担付きの寄附又は贈与」にあたる旨主張しているので、念のため、この点についても以下のとおり付言しておく。

地方自治法第96条第1項第9号には議会の議決事項として「負担付きの寄附又は贈与を受けること。」が定められているが、負担付きの寄附又は贈与とは、「寄附又は贈与を受ける際に、反対給付的な意味において、普通地方公共団体の負担を伴う一定の条件が付され、その条件に基づく義務を履行しない場合は、当該寄附又は贈与が解除されるようなもの」であり、「単に用途を指定した指定寄附のようなものは含まない」と解されている（新版 逐条地方自治法第5次改訂版 松本英昭著）。

しかしながら本件無償提供行為には、請求人らが主張するロゴマークとして使用する義務を課すようなものを含め、このような負担に相当する条件は付されていない。

したがって、本件無償提供行為が地方自治法第96条第1項第9号に掲げられている議会の議決事項としての「負担付きの寄附又は贈与を受けること。」に該当しないのは明らかである。

3 結論

請求人らの行った本件措置請求のうち、「オバマジョリティー・キャンペーン」事業の違法不当性及び違法不当な経費の支出に係る請求については、理由がないものと判断し、請求を棄却する。

また、「オバマジョリティー・キャンペーン」のロゴマークの使用に係る請求については、請求の要件を欠くものと判断し、請求を却下する。